

～物品・役務の調達における新たな優先調達を実施します～

女性労働者の能力発揮，子育てや介護に対する支援など仕事と生活の調和のための取組を積極的に進める事業者を応援します！！

女性活躍推進事業者からの優先調達制度

1 制度の概要

県では，女性労働者の能力発揮のための取組（ポジティブ・アクション）や，子育てや介護に対する支援など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を積極的に進める事業者（以下「女性活躍推進事業者」といいます。）を側面から支援するため，「女性活躍推進事業者からの物品等調達実施要綱」を策定し，これらの事業者に配慮した物品等の調達を行います。

2 優遇方法

調達する物品や役務により，次の優遇措置をとることができるものとします。

- 一般競争入札，オープンカウンター方式における参加資格条件とすることができる。
 - 指名競争入札，随意契約の業者選定時に優先的に選定を行うものとする。
- ※上記のほか，出納局契約課が調達する一部の物品・印刷物において，強化月間（平成31年度は5月を予定）を設けて優先調達を行います。【ポジティブ入札】

3 登録要件

優先調達の優遇を受けるためには，（1）～（3）が必要です。

- （1）「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けていること。
- （2）物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されていること。
- （3）女性活躍推進事業者に登録されていること。



※（3）の申請のためには，（1）の認証及び（2）の登録を受けることが必要です。（（2）と（3）は同時の申請でも可。）

| | 申請期限 | 登録時期 | 申請先 |
|-------------------------|------------|-----------------|-----------|
| （1）女性のチカラを活かす企業の認証 | 随時 | 申請月の翌々月の1日 | 共同参画社会推進課 |
| （2）物品調達等に係る競争入札参加業者への登録 | 登録月の前々月の末日 | 1, 4, 7, 10月の1日 | 契約課 |
| （3）女性活躍推進事業者への登録 | 登録月の前々月の末日 | 1, 4, 7, 10月の1日 | 契約課 |

（例）（1）～（3）の申請を新たに行う場合

- ①：（1）の認証に係る申請を行う。
（例えば，9月15日に申請した場合，認証は11月1日となる。）
- ②：11月1日以降に，（2）及び（3）の登録に係る申請を行う。
（例えば，11月2日に申請した場合，登録は1月1日となる。）

4 実施時期

制度の運用（優先調達）は平成31年4月1日から実施

※登録事務は平成30年度中から開始

<問い合わせ先>

- 優先調達制度全般に関すること
出納局 契約課 物品班 022-211-3333（登録は022-211-3335（管理班）まで）
- 「女性のチカラを活かす企業」認証に関すること
環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班 022-211-2568

